

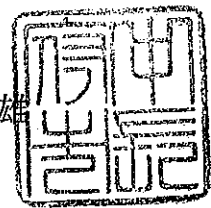


府中市告示第 43 号

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 6 年 3 月 22 日

府中市長 高野 律



- 1 区域及び面積  
別紙及び位置図のとおり

## 特定生産緑地（府中市）の解除

生産緑地地区番号	位 置	面 積
120	府中市押立町二丁目地内	約 900 m <sup>2</sup>
431	府中市四谷四丁目地内	約 1,830 m <sup>2</sup>

「区域は位置図表示のとおり」

特定生産緑地 (府中市) 位置図

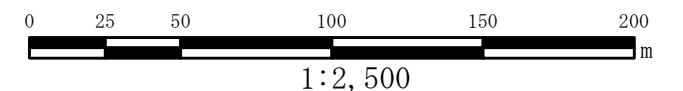


凡例

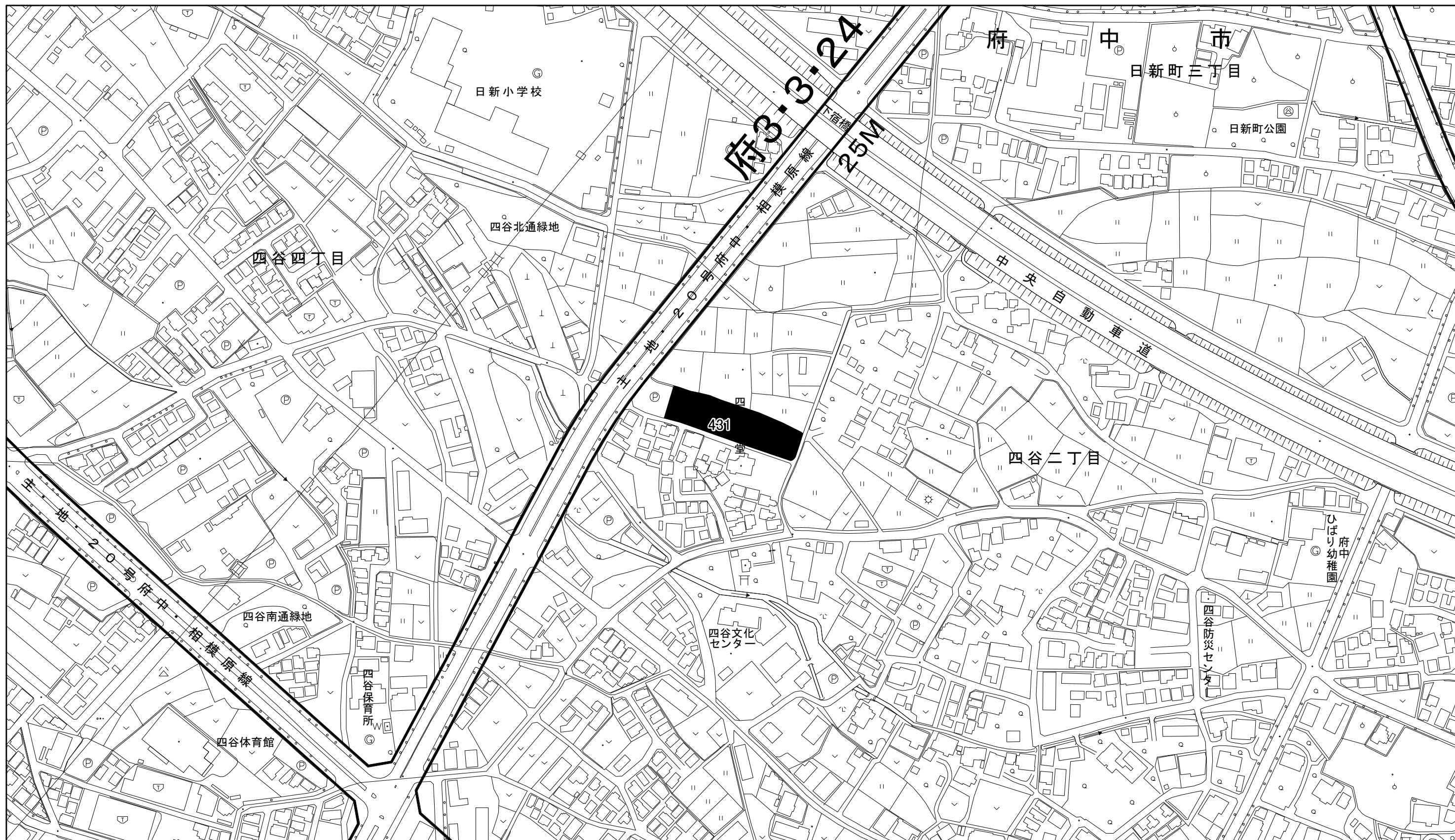
■ 特定生産緑地 指定解除区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。  
(承認番号) 5都市基交著第4号 令和5年4月28日  
(承認番号) 5都市基街都第22号 令和5年4月24日

令和6年3月



特定生産緑地 (府中市) 位置図



凡例

■ 特定生産緑地 指定解除区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。  
(承認番号) 5都市基交著第4号 令和5年4月28日  
(承認番号) 5都市基街都第22号 令和5年4月24日

令和6年3月

